

一般社団法人	任意団体	備考
<p data-bbox="107 212 533 244">日本デザイン学会役員等選挙規程</p> <p data-bbox="107 355 344 387">平成 28 年●月●日</p> <p data-bbox="107 547 264 579">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="107 643 835 818">第 1 条【適用の範囲】会長候補者，副会長候補者，理事候補者，支部長候補者，副支部長候補者および監事候補者並びに代議員の選挙は，定款の定めるところによるほか，この規程によって実施する。</p> <p data-bbox="107 930 768 962">第 2 条【選挙執行者】選挙の執行者は，会長とする。</p> <p data-bbox="107 1026 835 1106">第 3 条【選挙の管理】第 1 条の選挙は，すべて，選挙管理委員会が管理する。</p> <p data-bbox="107 1169 835 1249">第 4 条【選挙の方法】選挙は，すべて，所定の投票用紙を用いる書面投票によって行なう。</p> <p data-bbox="107 1265 835 1393">2. 選挙管理委員会は，退任する役員等の任期満了までに選挙期日を定め，これを有権者に告知すると共に，所定の投票用紙ならびに被選挙人名簿を送付しなければならない。</p>	<p data-bbox="862 212 1256 244">日本デザイン学会役員選挙規定</p> <p data-bbox="862 355 1189 387">昭和 50 年 10 月 1 日制定</p> <p data-bbox="862 403 1193 435">昭和 61 年 9 月 27 日改正</p> <p data-bbox="862 451 1189 483">平成 17 年 6 月 24 日改正</p> <p data-bbox="862 547 1019 579">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="862 643 1590 818">第 1 条【適用の範囲】会長，副会長，理事，支部長，副支部長，監査および評議員の選挙は，日本デザイン学会会則（以下，会則という）の定めるところによるほか，この規定によって実施する。</p> <p data-bbox="862 930 1518 962">第 2 条【選挙執行者】選挙の執行者は，会長とする。</p> <p data-bbox="862 1026 1590 1106">第 3 条【選挙の管理】第 1 条の選挙は，すべて，選挙管理委員会が管理する。</p> <p data-bbox="862 1169 1590 1249">第 4 条【選挙の方法】選挙は，すべて，所定の投票用紙を用いる書面投票によって行なう。</p> <p data-bbox="862 1265 1590 1393">2. 選挙管理委員会は，退任する役員等の任期満了までに選挙期日を定め，これを有権者に告知すると共に，所定の投票用紙ならびに被選挙人名簿を送付しなければならない。</p>	<p data-bbox="1619 212 2136 292">代議員は役員ではないため、「等」を追加しています。</p> <p data-bbox="1619 355 2136 435">一般社団法人設立後の理事会において制定</p> <p data-bbox="1619 643 2136 770">役員は、候補者選挙という位置付けとなります。また、監査は、監事に、評議員は、代議員となります。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>い。</p> <p>3. 投票者は、前項の投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載し、別段の定めのある場合を除き、指定された選挙期日までに到着するよう、投票用紙を選挙管理委員会に郵送しなければならない。</p> <p>第5条【投票の効力】投票の効力は、選挙管理委員会がこれを決定する。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。</p> <p>1) 第4条第3項の規定に違反するもの</p> <p>2) 指定された選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので、指定された選挙期日までの消印があるものは有効とする）</p> <p>3) 記載された氏名を確認することができないもの</p> <p>3. 白票は、有効とする。</p> <p>4. 連記投票の場合、次のように取り扱う。</p> <p>1) 所定の員数を越えて記載したものは、そのすべてを無効とする。</p> <p>2) 所定の員数に満たずに記載したものは、そのすべてを有効とする。</p> <p>3) 記載された氏名のうちの一部にその氏名を確認することのできないものがある場合には、その部分のみを無効とする</p> <p>4) 同一人の氏名を重複して記載したものは、1個の投票とみなす。</p>	<p>3. 投票者は、前項の投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載し、別段の定めのある場合を除き、指定された選挙期日までに到着するよう、投票用紙を選挙管理委員会に郵送しなければならない。</p> <p>第5条【投票の効力】投票の効力は、選挙管理委員会がこれを決定する。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。</p> <p>1) 第4条第3項の規定に違反するもの</p> <p>2) 指定された選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので、指定された選挙期日までの消印があるものは有効とする）</p> <p>3) 記載された氏名を確認することができないもの</p> <p>3. 白票は、有効とする。</p> <p>4. 連記投票の場合、次のように取り扱う。</p> <p>1) 所定の員数を越えて記載したものは、そのすべてを無効とする。</p> <p>2) 所定の員数に満たずに記載したものは、そのすべてを有効とする。</p> <p>3) 記載された氏名のうちの一部にその氏名を確認することのできないものがある場合には、その部分のみを無効とする</p> <p>4) 同一人の氏名を重複して記載したものは、1個の投票とみなす。</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>5. 同一の氏名の者が2人以上いてそのいずれかを区別することができない投票にあっては、当該被選挙人の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合、1票未満の端数は切り捨てる。</p> <p>第6条【当選人の決定】別段の定めのある場合を除き、有効得票数の多い順序によって、当選人を決定する。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、当選人が決定した場合、これを会長に報告すると共に、学会報に各選挙の結果を公告しなければならない。</p> <p>第7条【当選の無効】当選人が辞退もしくは退会、あるいは、<u>定款第9条又は第10条に定めるところにより会員資格を失うに至った場合</u>にあっては、当該人の当選は無効とし、次の各号によって処理する。</p> <p>1) <u>会長候補者</u>にあっては、<u>代議員選出の副会長候補者</u>をあてる。</p> <p>2) <u>代議員選出の副会長候補者</u>にあっては、<u>理事会選出の副会長候補者</u>をあてる。</p> <p>3) <u>理事会選出の副会長候補者</u>、<u>理事候補者</u>、<u>支部長候補者</u>、<u>副支部長候補者</u>、<u>監事候補者</u>、<u>代議員</u>にあっては、それぞれ、次点者のうちから得票数の多い順に補欠者を選出する。</p> <p><u>2. 代議員が欠ける場合は、次点者を補欠の代議員とし、役員が欠ける場合は、予め次点者を役員の補欠者として総</u></p>	<p>5. 同一の氏名の者が2人以上いてそのいずれかを区別することができない投票にあっては、当該被選挙人の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合、1票未満の端数は切り捨てる。</p> <p>第6条【当選人の決定】別段の定めのある場合を除き、有効得票数の多い順序によって、当選人を決定する。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、当選人が決定した場合、これを会長に報告すると共に、学会報に各選挙の結果を公告しなければならない。</p> <p>第7条【当選の無効】当選人が辞退もしくは退会、あるいは、<u>会則第10条に定めるところにより会員・被選挙人の資格を失うに至った場合</u>にあっては、当該人の当選は無効とし、次の各号によって処理する。</p> <p>1) 会長にあっては、<u>評議員会選出の副会長</u>がその任を代行する。</p> <p>2) <u>評議員会選出の副会長</u>にあっては、<u>理事会選出の副会長</u>がその任を代行する。</p> <p>3) <u>理事会選出の副会長</u>、<u>理事</u>、<u>支部長</u>、<u>副支部長</u>、<u>監査</u>、<u>評議員</u>にあっては、それぞれ、次点者のうちから得票数の多い順に補欠者を選出する。</p> <p><u>2. 前項により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>役員<small>の補欠</small>については、役員選任の総会において、補欠者として選任する必要がある</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p><u>会で選任しておくか、又は次点者を次の総会における役員候補者として提出する。</u></p> <p>3. <u>代議員</u>が在任期間中に選出された地区区分から他の地区区分に居住を変更した場合、当該の<u>代議員</u>はその資格を失わない。</p> <p>4. 有権者は、選挙が<u>定款</u>ならびに本規程に違反して行なわれたことを理由に当選人の決定に対して異議のある場合は、当選人決定後員会に文書をもって異議申し立てを行なうことができる。この場合、選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認められるとき、選挙の全部または一部の無効を決定する。</p> <p>5. 前項の規定により当選の無効が決定されたときは、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>第8条【記録の保存】選挙管理委員会は、選挙に関する記録を作成し、全投票と共に、これを当該選挙にかかる役員等の任期期間保存しなければならない。</p> <p>第2章 選挙管理委員会</p> <p>第9条【委員会の任務】選挙管理委員会は、本会の役員等選挙を公正に執行ならびに管理するため、会長の補佐機関として設置される。</p> <p>第10条【委員会組織・運営】選挙管理委員会は、選挙管</p>	<p>3. <u>評議員</u>が在任期間中に選出された地区区分から他の地区区分に居住を変更した場合、当該の<u>評議員</u>はその資格を失わない。</p> <p>4. 有権者は、選挙が<u>会則</u>ならびに本規定に違反して行なわれたことを理由に当選人の決定に対して異議のある場合は、当選人決定後員会に文書をもって異議申し立てを行なうことができる。この場合、選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認められるとき、選挙の全部または一部の無効を決定する。</p> <p>5. 前項の規定により当選の無効が決定されたときは、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>第8条【記録の保存】選挙管理委員会は、選挙に関する記録を作成し、全投票と共に、これを当該選挙にかかる役員等の任期期間保存しなければならない。</p> <p>第2章 選挙管理委員会</p> <p>第9条【委員会の任務】選挙管理委員会は、本会の役員選挙を公正に執行ならびに管理するため、会長の補佐機関として設置される。</p> <p>第10条【委員会組織・運営】選挙管理委員会は、選挙管</p>	<p>ため、自動的に次点者を補欠者とする運用は難しいと存じます。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>理委員会担当理事を含めて5名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員の選出は、理事会において行なう。</p> <p>3. 委員の任期は2年とし、役員選挙実施年度の8月1日に始まり7月31日に終る。ただし、その再任を妨げない。</p> <p>4. 委員に欠員が生じた場合、理事会は委員の補充を行なう。この補充により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5. 選挙管理委員会には、委員会を代表してその事務を総理する委員長1名を置く。この委員長には、選挙管理委員会担当理事をもって充てる。</p> <p>6. 選挙管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7. 選挙管理委員会のすべての議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>第3章 <u>代議員</u>の選挙</p> <p>第11条【選挙権】<u>代議員</u>選挙の選挙権は、役員等選挙実施年度の9月1日現在において当該選挙地区に在住する正会員でなければ、それを行使することができない。</p> <p><u>2. 定款第8条、第9条及び第10条の規定により、本会の正会員でなくなった者は、代議員選挙の選挙権を行使することができない。</u></p> <p>第12条【選挙地区】<u>代議員</u>選挙地区は、次の5つの地区</p>	<p>理委員会担当理事を含めて5名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員の選出は、理事会において行なう。</p> <p>3. 委員の任期は2年とし、役員選挙実施年度の8月1日に始まり7月31日に終る。ただし、その再任を妨げない。</p> <p>4. 委員に欠員が生じた場合、理事会は委員の補充を行なう。この補充により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5. 選挙管理委員会には、委員会を代表してその事務を総理する委員長1名を置く。この委員長には、選挙管理委員会担当理事をもって充てる。</p> <p>6. 選挙管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7. 選挙管理委員会のすべての議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>第3章 <u>評議員</u>の選挙</p> <p>第11条【選挙権】<u>評議員</u>選挙の選挙権は、役員選挙実施年度の9月1日現在において当該選挙地区に在住する正会員でなければ、それを行使することができない。</p> <p><u>2. 会則第10条および会則第11条の規定に該当する者は、評議員選挙の選挙権を行使することができない。</u></p> <p>第12条【選挙地区】<u>評議員</u>選挙地区は、次の5つの地区</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>区分による。</p> <p>第1地区 北海道・東北地区北海道，青森県，岩手県，秋田県，山形県，宮城県，福島県</p> <p>第2地区 関東地区東京都，神奈川県，千葉県，茨城県，栃木県，埼玉県，群馬県，山梨県</p> <p>第3地区 北陸・中部地区福井県，石川県，富山県，長野県，新潟県，静岡県，愛知県，岐阜県，三重県</p> <p>第4地区 近畿・中国・四国地区滋賀県，大阪府，京都府，奈良県，和歌山県，兵庫県，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，香川県，徳島県，高知県，愛媛県</p> <p>第5地区 九州・沖縄地区福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県</p> <p>第13条【<u>代議員</u>の定数】各選挙地区の<u>代議員</u>の定数は，<u>定款第5条第2項</u>に基づき，役員等選挙実施年度の9月1日現在において，各選挙地区在住の正会員10名に対して1名とし，選挙管理委員会がこれを確定する。</p> <p>2. <u>代議員</u>は，第7条第3項の定めにより，選挙後にその選出された選挙地区外に居住を変更した場合でも，選出された選挙地区の定数に含まれるものとする。</p> <p>第14条【<u>被選挙人</u>】<u>代議員</u>の被選挙人は，役員等選挙実施年度の9月1日現在において，当該選挙地区に在住する正会員とする。</p> <p>2. 選挙管理委員会は，役員等選挙実施年度の9月1日現</p>	<p>区分による。</p> <p>第1地区 北海道・東北地区北海道，青森県，岩手県，秋田県，山形県，宮城県，福島県</p> <p>第2地区 関東地区東京都，神奈川県，千葉県，茨城県，栃木県，埼玉県，群馬県，山梨県</p> <p>第3地区 北陸・中部地区福井県，石川県，富山県，長野県，新潟県，静岡県，愛知県，岐阜県，三重県</p> <p>第4地区 近畿・中国・四国地区滋賀県，大阪府，京都府，奈良県，和歌山県，兵庫県，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，香川県，徳島県，高知県，愛媛県</p> <p>第5地区 九州・沖縄地区福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県</p> <p>第13条【<u>評議員</u>の定数】各選挙地区の<u>評議員</u>の定数は，<u>会則第14条第1項</u>に基づき，役員選挙実施年度の9月1日現在において，各選挙地区在住の正会員10名に対して1名とし，選挙管理委員会がこれを確定する。</p> <p>2. <u>評議員</u>は，第7条第3項の定めにより，選挙後にその選出された選挙地区外に居住を変更した場合でも，選出された選挙地区の定数に含まれるものとする。</p> <p>第14条【<u>被選挙人</u>】<u>評議員</u>の被選挙人は，役員選挙実施年度の9月1日現在において，当該選挙地区に在住する正会員とする。</p> <p>2. 選挙管理委員会は，役員選挙実施年度の9月1日現</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>在において各選挙地区毎の被選挙人名簿を作成し、これを投票用紙と共に当該選挙地区の有権者に送付しなければならない。<u>この場合、定款第8条、第9条及び第10条の規定により、本会の正会員でなくなった者は、これを被選挙人名簿から削除する。</u></p> <p>第15条【選挙の方法】<u>代議員</u>選挙は、選挙地区毎に、あらかじめ送付された投票用紙を用い、前条の被選挙人名簿に記載された正会員の中から<u>代議員</u>定数の2分の1以内を連記無記名投票することによって行なう。</p> <p>2. <u>代議員</u>選挙の当選者は、得票数の順に上位から定数までとする。このとき、当落の境界に同点者が生じた場合には、選挙管理委員会が抽選により当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>第16条【選挙結果の確定】選挙管理委員会は、役員等選挙実施年度の12月31日までに<u>新代議員</u>全員を確定し、会長に報告しなければならない。</p> <p>第4章 <u>会長候補者</u>、<u>副会長候補者</u>、<u>理事候補者</u>、<u>支部長候補者</u>、<u>副支部長候補者</u>、<u>監事候補者</u>の選挙</p> <p>第17条【選挙権】<u>会長候補者</u>、<u>副会長候補者</u>、<u>理事候補者</u>、<u>支部長候補者</u>、<u>副支部長候補者</u>、<u>監事候補者</u>を選出するための選挙権は、<u>代議員</u>選挙によって選出された<u>新代議</u></p>	<p>在において各選挙地区毎の被選挙人名簿を作成し、これを投票用紙と共に当該選挙地区の有権者に送付しなければならない。<u>この場合、会則第10条および会則第11条の規定に該当する者があるときは、これを被選挙人名簿から削除する。</u></p> <p>第15条【選挙の方法】<u>評議員</u>選挙は、選挙地区毎に、あらかじめ送付された投票用紙を用い、前条の被選挙人名簿に記載された正会員の中から<u>評議員</u>定数の2分の1以内を連記無記名投票することによって行なう。</p> <p>2. <u>評議員</u>選挙の当選者は、得票数の順に上位から定数までとする。このとき、当落の境界に同点者が生じた場合には、選挙管理委員会が抽選により当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>第16条【選挙結果の確定】選挙管理委員会は、役員選挙実施年度の12月31日までに<u>新評議員</u>全員を確定し、会長に報告しなければならない。</p> <p>第4章 会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査</u>の選挙</p> <p>第17条【選挙権】会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査</u>を選出するための選挙権は、<u>評議員</u>選挙によって選出された<u>新評議員</u>がこれを行使する。</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>員がこれを行行使する。</p> <p>2. <u>定款第8条、第9条及び第10条の規定により、本会の正会員でなくなった者は、前項の役員候補者を選出するための選挙権を行行使することができない。</u></p> <p>第18条【被選挙人】<u>会長候補者選挙の被選挙人は、役員等選挙実施年度の9月1日現在における正会員全員とする。ただし、現会長で連続2期目となっている者は除くものとする。</u></p> <p>2. <u>副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者、監事候補者の選挙の被選挙人は、代議員選挙によって選出された新代議員全員とする。ただし、現代議員選出副会長で連続2期目となっている者は、代議員選出副会長候補者から除くものとし、現理事で連続2期目となっているものは、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者から除くものとし、現監事で連続2期目となっているものは、監事候補者から除くものとする。</u></p> <p>3. <u>選挙管理委員会は、会長候補者、副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者、監事候補者の選挙を実施するための被選挙人名簿を作成し、これを投票用紙と共に有権者である新代議員全員に送付しなければならない。この場合、定款第8条、第9条及び第10条の規定により、本会の正会員でなくなった者は、これを被選挙人名簿から削除する。</u></p>	<p>2. <u>会則第10条および会則第11条の規定に該当する者は、前項の役員を選出するための選挙権を行行使することができない。</u></p> <p>第18条【被選挙人】<u>会長選挙の被選挙人は、役員選挙実施年度の9月1日現在における正会員全員とする。</u></p> <p>2. <u>副会長、理事、支部長、副支部長、監査選挙の被選挙人は、評議員選挙によって選出された新評議員全員とする。</u></p> <p>3. <u>選挙管理委員会は、会長、副会長、理事、支部長、副支部長、監査選挙を実施するための被選挙人名簿を作成し、これを投票用紙と共に有権者である新評議員全員に送付しなければならない。この場合、会則第10条および会則第11条の規定に該当する者があるときは、これを被選挙人名簿から削除する。</u></p>	<p>連続再任制限を定めています。</p> <p>連続再任制限を定めています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第19条【選挙の方法】会長候補者、副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者、監事候補者の選挙は、<u>選挙管理委員会</u>が定める日時・場所において実施する。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、会長候補者、副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者、監事候補者の選挙の日時と会場を、<u>役員候補者選挙開催日の2週間前までに新代議員全員</u>に通知しなければならない。</p> <p>3. 選挙管理委員会は、会長候補者、副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者、監事候補者の選挙を実施するための<u>役員候補者選挙</u>の2週間前までに、所定の投票用紙ならびに被選挙人名簿を新代議員全員に送付しなければならない。</p> <p>4. 選挙管理委員会が送付する投票用紙は、いずれも会長印の割印が押されたもので、次の5種類、計5枚とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会長候補者選挙投票用紙1枚 2) 副会長候補者選挙投票用紙1枚 3) 地区理事候補者選挙投票用紙1枚 4) 全国区理事候補者選挙投票用紙1枚 5) 監事候補者選挙投票用紙1枚 <p>5. 会長候補者、副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者、監事候補者の選挙を実施するための<u>役員候補者選挙</u>に出席することのできない新代議員にあつては、選挙管理委員会があらかじめ定めた日時までに、投票用紙を選挙管理委員会に郵送することができる。ただ</p>	<p>第19条【選挙の方法】会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査</u>の選挙は、<u>新評議員会</u>において実施する。</p> <p>2. 選挙管理委員会は、会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査選挙を実施するための新評議員会</u>の日時と会場を、<u>新評議員会開催日の2週間前までに新評議員全員</u>に通知しなければならない。</p> <p>3. 選挙管理委員会は、会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査選挙を実施するための新評議員会</u>の2週間前までに、所定の投票用紙ならびに被選挙人名簿を新評議員全員に送付しなければならない。</p> <p>4. 選挙管理委員会が送付する投票用紙は、いずれも会長印の割印が押されたもので、次の5種類、計5枚とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会長選挙投票用紙1枚 2) 副会長選挙投票用紙1枚 3) 地区理事選挙投票用紙1枚 4) 全国区理事選挙投票用紙1枚 5) <u>監査</u>選挙投票用紙1枚 <p>5. 会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査選挙</u>を実施するための<u>新評議員会</u>に出席することのできない新評議員にあつては、選挙管理委員会があらかじめ定めた日時までに、投票用紙を選挙管理委員会に郵送することができる。ただし、第2回目以降の投票は、<u>新評議員会</u>出席者</p>	<p>選挙自体は、総会として位置付けません。 (総会の招集は、理事会の決議において行う必要があります、役員選任議案は、原則として、総会議案に載せる必要があります。そのため、理事会の総会招集決議時には、役員候補者を明らかにしておく必要があります。 また、代表理事・業務執行理事は、法律上、理事会で選定する必要があります。 法的に直接選挙で役員を選出しているように位置付けるのは、法的解釈で難しい点が多々あるため、役員選出のための選挙は、あくまで候補者の選挙として位置付け、選挙自体も総会ではなく、役員候補者選挙という任意の手段として位置付けることとなります。)</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>し、第2回目以降の投票は、<u>役員候補者選挙出席者のみ</u>によって実施するものとする。</p> <p>6. <u>会長候補者</u>、<u>副会長候補者</u>、<u>理事候補者</u>、<u>支部長候補者</u>、<u>副支部長候補者</u>、<u>監事候補者</u>の選挙は、<u>会長候補者選挙</u>、<u>新代議員選出副会長候補者選挙</u>、<u>地区理事候補者選挙</u>・<u>支部長候補者</u>・<u>副支部長候補者選挙</u>、<u>全国区理事候補者選挙</u>、<u>監事候補者選挙</u>の順序で各選挙を実施する。</p> <p>7. <u>会長候補者選挙</u>は、次のように行なう。</p> <p>1) 第1回目の投票：第18条に規定する被選挙人名簿に記載された正会員の中から単記無記名による投票を行ない、郵送による投票を加えて、有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。</p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票数の多い順に2位までの氏名ならびに得票数を告示し、両者を候補者として決戦投票を行ない、その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>3) 第2回目の投票に際し、得票2位までの者に同点者がいる場合には、その同点者すべての氏名ならびに得票数を告示し、その同点者すべてを含めた候補者に関して決戦投票を行ない、その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>4) 第2回目の投票の結果に同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p>	<p>のみによって実施するものとする。</p> <p>6. 会長、副会長、理事、支部長、副支部長、<u>監査選挙</u>を実施するための<u>新評議員会</u>は、<u>会長選挙</u>、<u>新評議員会選出副会長選挙</u>、<u>地区理事選挙</u>・<u>支部長</u>・<u>副支部長選挙</u>、<u>全国区理事選挙</u>、<u>監査選挙</u>の順序で各選挙を実施する。</p> <p>7. <u>会長選挙</u>は、次のように行なう。</p> <p>1) 第1回目の投票：第18条に規定する被選挙人名簿に記載された正会員の中から単記無記名による投票を行ない、郵送による投票を加えて、有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。</p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票数の多い順に2位までの氏名ならびに得票数を告示し、両者を候補者として決戦投票を行ない、その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>3) 第2回目の投票に際し、得票2位までの者に同点者がいる場合には、その同点者すべての氏名ならびに得票数を告示し、その同点者すべてを含めた候補者に関して決戦投票を行ない、その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>4) 第2回目の投票の結果に同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>8. <u>代議員選出副会長候補者</u>の選挙は、次のように行なう。</p> <p>1) 第1回目の投票：第18条に規定する被選挙人名簿に記載された<u>新代議員</u>の中から単記無記名による投票を行ない、郵送による投票を加えて、有効投票の3分の1以上を得た者のうち、最多得票者をもって当選者とする。</p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において有効投票の3分の1以上を得た者がいないときは、得票数の多い順に3位までの氏名ならびに得票数を告示し、その3者を候補者として決戦投票を行ない、その有効投票の最多数を得た者を当選者とする。</p> <p>3) 第2回目の投票に際し、得票3位までの者に同点者がいる場合には、その同点者すべての氏名ならびに得票数を告示し、その同点者すべてを含めた候補者に関して決戦投票を行ない、その有効投票の最多数を得た者を当選者とする。</p> <p>4) 第2回目の投票の結果に同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>9. <u>理事候補者</u>選挙は、次のように行なう。</p> <p>1) 地区<u>理事候補者</u>選挙と全国区<u>理事候補者</u>選挙に分け、この順に行なう。</p> <p>2) 定数は、地区<u>理事候補者</u>にあつては各選挙地区毎に2名計10名、全国区<u>理事候補者</u>にあつては20名とする。</p> <p>3) 地区<u>理事候補者</u>選挙は、各選挙地区毎に、その選挙地区から選出された<u>新代議員</u>が、当該選挙地区選出の<u>新代議員</u></p>	<p>8. <u>評議員会選出副会長</u>の選挙は、次のように行なう。</p> <p>1) 第1回目の投票：第18条に規定する被選挙人名簿に記載された<u>新評議員</u>の中から単記無記名による投票を行ない、郵送による投票を加えて、有効投票の3分の1以上を得た者のうち、最多得票者をもって当選者とする。</p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において有効投票の3分の1以上を得た者がいないときは、得票数の多い順に3位までの氏名ならびに得票数を告示し、その3者を候補者として決戦投票を行ない、その有効投票の最多数を得た者を当選者とする。</p> <p>3) 第2回目の投票に際し、得票3位までの者に同点者がいる場合には、その同点者すべての氏名ならびに得票数を告示し、その同点者すべてを含めた候補者に関して決戦投票を行ない、その有効投票の最多数を得た者を当選者とする。</p> <p>4) 第2回目の投票の結果に同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>9. <u>理事</u>選挙は、次のように行なう。</p> <p>1) 地区<u>理事</u>選挙と全国区<u>理事</u>選挙に分け、この順に行なう。</p> <p>2) 定数は、地区<u>理事</u>にあつては各選挙地区毎に2名計10名、全国区<u>理事</u>にあつては20名とする。</p> <p>3) 地区<u>理事</u>選挙は、各選挙地区毎に、その選挙地区から選出された<u>新評議員</u>が、当該選挙地区選出の<u>新評議員</u>全員を</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>全員を候補者として単記無記名による投票を行ない，郵送による投票を加えて，得票数の多い順に上位から2名までを当選者とする。</p> <p>4) 全国区理事候補者選挙は，<u>新代議員</u>全員を候補者として5名連記無記名による投票を行ない，郵送による投票を加えて，得票数の多い順に上位から20名までを当選者とする。</p> <p>5) 地区理事候補者選挙ならびに全国区理事候補者選挙の投票結果において当落の境界に同点者が生じた場合には，当該同点者について単記無記名の再投票を行ない，選挙管理委員会が当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>10. 支部長候補者・副支部長候補者選挙は，次のように行なう。</p> <p>1) 各支部長候補者は，第19条第9項の地区理事候補者選挙において，当該選挙地区における最高位の得票を得た者をもって充てる。</p> <p>2) 各副支部長候補者は，第19条第9項の地区理事候補者選挙において，当該選挙地区における第2位の得票を得た者をもって充てる。</p> <p>3) 前号の投票結果において当落の境界に同点者が生じた場合には，当該選挙地区の<u>新代議員</u>が当該同点者について単記無記名の再投票を行ない，選挙管理委員会が順位を決定する。</p> <p>11. <u>監事</u>候補者の選挙は，次のように行なう。</p> <p>1) 第1回目の投票：<u>新代議員</u>が<u>新代議員</u>全員を被選挙人と</p>	<p>候補者として単記無記名による投票を行ない，郵送による投票を加えて，得票数の多い順に上位から2名までを当選者とする。</p> <p>4) 全国区理事選挙は，<u>新評議員</u>全員を候補者として5名連記無記名による投票を行ない，郵送による投票を加えて，得票数の多い順に上位から20名までを当選者とする。</p> <p>5) 地区理事選挙ならびに全国区理事選挙の投票結果において当落の境界に同点者が生じた場合には，当該同点者について単記無記名の再投票を行ない，選挙管理委員会が当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>10. 支部長・副支部長選挙は，次のように行なう。</p> <p>1) 各支部長は，第19条第9項の地区理事選挙において，当該選挙地区における最高位の得票を得た者をもって充てる。</p> <p>2) 各副支部長は，第19条第9項の地区理事選挙において，当該選挙地区における第2位の得票を得た者をもって充てる。</p> <p>3) 前号の投票結果において当落の境界に同点者が生じた場合には，当該選挙地区の<u>新評議員</u>が当該同点者について単記無記名の再投票を行ない，選挙管理委員会が順位を決定する。</p> <p>11. <u>監査</u>の選挙は，次のように行なう。</p> <p>1) 第1回目の投票：<u>新評議員</u>が<u>新評議員</u>全員を被選挙人と</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>して単記無記名による投票を行ない，郵送による投票を加えて，得票数の多い順に上位から2位までを当選者とする。</p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において当落の境界に同点者が生じた場合には，当該同点者について単記無記名の再投票を行ない，選挙管理委員会が当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>12. 理事会選出副会長候補者の選挙は，次のように行なう。</p> <p>1) <u>会長候補者、代議員選出副会長候補者以外の理事を被選挙人とし、理事会において単記無記名投票を行ない，有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。</u></p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは，得票数の多い順に2位までの氏名ならびに得票数を告示し，両者を候補者として決戦投票を行ない，その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>3) 第2回目の投票に際し，得票2位までの者に同点者がいる場合には，その同点者すべての氏名ならびに得票数を告示し，その同点者すべてを含めた候補者に関して決戦投票を行ない，その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>4) 第2回目の投票の結果に同点者が生じた場合は，選挙管理委員会が抽選によって当選者ならびに次点者の順位を</p>	<p>して単記無記名による投票を行ない，郵送による投票を加えて，得票数の多い順に上位から2位までを当選者とする。</p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において当落の境界に同点者が生じた場合には，当該同点者について単記無記名の再投票を行ない，選挙管理委員会が当選者ならびに次点者の順位を決定する。</p> <p>12. 理事会選出副会長の選挙は，次のように行なう。</p> <p>1) <u>第1回目の投票第19条第9項の理事選挙によって確定した30名の新理事を被選挙人とし，新会長，新評議員会選出副会長，新理事30名，計32名の新理事会構成員による単記無記名投票を行ない，有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。</u></p> <p>2) 第2回目の投票：前号の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは，得票数の多い順に2位までの氏名ならびに得票数を告示し，両者を候補者として決戦投票を行ない，その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>3) 第2回目の投票に際し，得票2位までの者に同点者がいる場合には，その同点者すべての氏名ならびに得票数を告示し，その同点者すべてを含めた候補者に関して決戦投票を行ない，その有効投票の過半数を得た者を当選者とする。</p> <p>4) 第2回目の投票の結果に同点者が生じた場合は，選挙管理委員会が抽選によって当選者ならびに次点者の順位を</p>	

一般社団法人	任意団体	備考
<p>決定する。</p> <p><u>5) この選挙は、役員改選後遅滞なく開催される理事会において実施するものとする。</u></p> <p>第 20 条【選挙結果の確定】選挙管理委員会は、役員等選挙実施年度の 3 月 31 日までに、<u>会長候補者、副会長候補者、理事候補者、支部長候補者、副支部長候補者</u>ならびに<u>監事候補者</u>を確定し、会長に報告しなければならない。</p> <p>2. 新理事会選出副会長候補者 1 名の確定については、前項の規定に拘束されない。</p> <p><u>3. 理事候補者(会長候補者・代議員選出副会長候補者・支部長候補者・副支部長候補者含む)及び監事候補者は、役員候補者選挙の実施事業年度に関する定時総会に、役員候補者として提案する。</u></p> <p><u>4. 会長候補者は、必要に応じて選挙で選出された者以外の者を特設理事候補者として定時総会に推薦することができる。</u></p> <p><u>5. 会長・副会長・特設理事・支部長・副支部長の候補者は、役員改選の定時総会後に遅滞なく開かれる理事会に、</u></p>	<p>決定する。</p> <p><u>5) この選挙は、新年度第 1 回の理事会において実施することもできるものとする。</u></p> <p>第 20 条【選挙結果の確定】選挙管理委員会は、役員選挙実施年度の 3 月 31 日までに、会長、副会長、理事、支部長ならびに<u>監査</u>の新役員を確定し、会長に報告しなければならない。</p> <p>2. 新理事会選出副会長 1 名の確定については、前項の規定に拘束されない。</p>	<p>当該選挙は、役員候補者としての選挙であり、理事・監事の選任は、総会で承認する必要があるため、第 3 項の規定を入れています。</p> <p>理事は必ず総会で選任する必要があるため、従前の特設理事の運用をしようとする場合、第 4 項のような形で定めることとなります。但し、従来のように任期を任意で定めることはできません。</p> <p>当該選挙は、役員候補者としての選挙であり、役付理事の選任は、理事会で承認する</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p><u>役付理事の候補者として、提案する。</u></p> <p><u>6. 前項の副会長候補者の提案にあたっては、会長に事故がある場合の職務の代行の順序を 1. 代議員選出副会長、2. 理事会選出副会長として提案する。</u></p> <p>付則 第 1 条 総会の決議により本規程を変更することができる。 第 2 条 第 18 条第 1 項ただし書き及び第 2 項ただし書きにおける連続再任制限にあたっては、日本デザイン学会(任意団体)の役員歴を含めた上で判定するものとする。 第 3 条 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>付則 第 1 条 総会の決議により本規定を変更することができる。 第 2 条 本規定の改正は昭和 56 年 10 月 22 日より施行する。 第 3 条 本規定の改正は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。 第 4 条 本規定の改正は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。 第 5 条 本規定の改正は平成 17 年 6 月 24 日より施行する。</p>	<p>必要があるため、上記の規定を入れていません。</p> <p>副会長の優先順位について、第 6 項で定めています。</p>